

秋田県告示第101号

秋田県立武道館条例（平成15年秋田県条例第88号）第11条第2項の規定により、次のとおり秋田県立武道館の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立武道館の利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年2月27日

秋田県知事 鈴木健太

1 貸切使用する場合の利用料金

(1) 大道場等の利用料金

区 分				利用料金の額（1時間につき）		
				午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時までの時間以外	
大道場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	1,700円	3,370円	
			使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき	3,370円	6,760円	
		その他の催物に使用するとき	平日	13,490円	27,000円	
			土曜日・日曜日・休日	16,150円	32,300円	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	3,370円	6,760円	
			使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき	6,760円	13,490円	
		その他の催物に使用するとき	営利を目的としない催物であるとき	平日 土曜日・日曜日・休日	35,310円 42,290円	70,600円 84,580円
			営利を目的とする催物であるとき	平日 土曜日・日曜日・休日	70,490円 84,580円	140,960円 169,160円
小道場、柔道場、剣道場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき		970円	1,940円		
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		1,940円	3,860円		
近的弓道場、遠的弓道場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき		1,330円	2,660円		
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		2,660円	5,310円		
相撲場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき		490円	970円		
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		970円	1,940円		
屋外相撲場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき		250円	490円		
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		490円	970円		

備考

- この表に定める時間の区分ごとに、使用時間が1時間未満であるときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、武道館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- この表において「児童生徒」とは、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 大道場の使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、入場料を徴収する場合の利用料金の額とする。

(2) 付属施設及び付属設備の利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額	
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合
会議室	1室1時間につき	140円	270円

放送設備	1時間につき	840円	1,700円
温水シャワー	1室1時間につき	340円	680円

備考 使用時間が1時間未満であるときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

(3) 照明等の利用料金

区分		使用の単位	利用料金の額		
			アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合	
照明	大道場	1時間につき	全灯使用	2,400円	4,800円
			2分の1減灯使用	1,200円	2,410円
			3分の2減灯使用	810円	1,600円
	小道場		150円	300円	
	柔道場		280円	560円	
	剣道場		220円	430円	
	近的弓道場		170円	330円	
	遠的弓道場		130円	260円	
	相撲場		90円	150円	
	屋外相撲場		30円	50円	
暖房	大道場	640円	1,270円		
	小道場	150円	300円		
	柔道場	380円	760円		
	剣道場	230円	450円		
	近的弓道場	320円	640円		
	相撲場	110円	210円		
冷房	大道場	510円	1,020円		
	小道場	130円	260円		
	柔道場	220円	430円		
	剣道場	180円	360円		
	近的弓道場	260円	510円		
	相撲場	100円	180円		

備考 使用時間が1時間未満であるときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

2 貸切使用によらず使用する場合の利用料金

(1) 武道館(温水シャワーを除く。)の利用料金

区分	利用料金の額(午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までのそれぞれの時間の区分ごとに1人につき)
小学校児童及び中学生生徒	140円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	180円
一般	290円

備考 この表における「小学校児童及び中学生生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。

(2) 温水シャワーの利用料金

1人1回につき150円

3 武道館の施設(前2号に規定するものを除く。)の利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
建物の使用に係るもの	1平方メートルにつき1年	1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の8.8を乗じて得た額

備考

- 1 使用面積が1平方メートル未満であるとき又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 使用期間が1年未満であるとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については月割をもって計算する。ただし、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端

数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については日割をもって計算する。

3 利用料金の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

4 この表（備考5を除く。）の規定により計算した額が100円に満たないときにおける利用料金の額は、100円とする。

5 電気、ガス、水道その他の費用が生じるときは、この表の規定による利用料金のほかに、実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を徴収する。